



2026年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社ナカニシ
代表者名 代表取締役社長執行役員 中西 英一
(コード：7716 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員 CFO 鈴木 大介
(TEL：0289-64-3380)

事後交付型譲渡制限付株式ユニット制度に基づく自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、自己株式の処分（以下、本自己株式処分または処分）を行うことを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年6月1日（以下、処分期日）
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 2,100株
(3) 処 分 価 額	1株につき2,688円
(4) 処 分 総 額	5,644,800円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の海外子会社のマネジング・ディレクター 3名 2,100株

2. 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、2023年2月9日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く。以下、対象取締役）及び取締役を兼務しない執行役員に対して、当社の中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議し、現在、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。また、当社は、譲渡制限付株式報酬制度と同様の観点から、当社の海外子会社の一部のマネジング・ディレクター（以下、対象者）に対して、当社グループの中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、事後交付型譲渡制限付株式ユニット制度（以下、本制度）を導入しております。

本自己株式処分は、本制度に基づき、2023年12月期に付与された事後交付型譲渡制限付株式ユニット（以下、RSU）の権利確定に伴い、当社の海外子会社のマネジング・ディレクター3名に対して金銭債権合計5,644,800円（以下、本金銭債権）、普通株式合計2,100株（以下、本株式）を付与することにいたしました。本自己株式処分においては、本制度に基づき、対象者3名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、本株式の処分を受けることとなります。

【本制度の概要】

本制度は、対象者の地位や職責等に応じて事前に定める数のRSUを対象者に付与し、対象者は、当社が事前に定める期間（以下、権利確定期間）中、継続して当社又は当社子会社の役職員の地位にあったこと等の一定の条件を満たすことにより権利確定した場合、RSUの数と同数の当社の普通株式の交付を受けます。具体的には、対象者は、権利確定したRSUに応じ、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

なお、本制度の対象者が対象期間中に正当な事由により退職した場合、対象期間中の在籍期間分につき、期間按分した数の当社の普通株式を割り当てるか、又はそれに代わって金銭の交付をすることとしています。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

各対象者に対する本自己株式処分の処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、取締役会決議日の前営業日（2026年5月13日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,688円としております。これは取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上